

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）

第四十二条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対しては、第二十条第一項の規定にかかわらず、保険料を減免することができる。

一 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

二 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の十分の三以上であること。

ロ 前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第七条第一項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であること。

ハ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が四百万円以下であること。

2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の青森県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第四十二条の規定は、令和二年二月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の条例附則第四十二条の規定は、令和元年度分及び令和二年度分の保険料であって、令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定される保険料について適用する。